

**令和 6 年度決算に係る
徳島県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書**

徳監第 2 0 2 9 号
令和 7 年 9 月 2 日

徳島県知事 後藤田 正 純 殿

徳島県監査委員	鹿 山 公 弘
同	大 西 康 生
同	福 山 正 啓
同	井 村 保 裕
同	平 山 尚 道

令和 6 年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

目 次

健全化判断比率審査意見書

第 1	監査等の種類	-----	1
第 2	審査の対象	-----	1
第 3	審査の着眼点	-----	1
第 4	審査の実施内容	-----	1
第 5	審査の結果及び意見	-----	1
1	実質公債費比率	-----	2
2	将来負担比率	-----	2

資金不足比率審査意見書

第 1	監査等の種類	-----	3
第 2	審査の対象	-----	3
第 3	審査の着眼点	-----	3
第 4	審査の実施内容	-----	3
第 5	審査の結果及び意見	-----	3

健全化判断比率審査意見書

健全化判断比率審査意見書

第1 監査等の種類

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の審査

第2 審査の対象

令和6年度徳島県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

- ・提出された健全化判断比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

第4 審査の実施内容

審査に当たっては、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果に基づいて実施した。

第5 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。以下、審査における意見について記述する。

比 率 名	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	3. 7 5 %	5. 0 %
連結実質赤字比率	—	8. 7 5	1 5. 0
実質公債費比率	1 2. 7	2 5. 0	3 5. 0
将 来 負 担 比 率	1 4 6. 6	4 0 0. 0	

- （注） 1 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載した。
2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。

1 実質公債費比率

令和6年度の実質公債費比率（3か年平均）は、12.7％と、前年度と比較して0.4ポイント増加となっている。この主な要因は、実質公債費比率の分子及び分母から減ずる「基準財政需要額に算入された公債費」が減少するとともに、分母を構成する「標準財政規模」が減少したためである。

県土強靱化・レジリエンスの推進等に伴い財政需要が拡大する中、「未来への投資」を支える「持続可能な財政基盤」の確立を目指し、引き続き、公債費の適正な管理に努められたい。

年 度	実質公債費比率 (単年度)	増 減	実質公債費比率 (3か年平均)
	%	ポイント	%
令和4年度	12.85067	1.23166	12.7
令和5年度	12.64460	△0.20607	
令和6年度	12.61147	△0.03313	

2 将来負担比率

将来負担比率は、146.6パーセントと、前年度と比較して5.6ポイント減少し着実に改善している。

引き続き、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

年 度	将来負担比率	増 減
	%	ポイント
令和5年度	152.2	△2.0
令和6年度	146.6	△5.6

資金不足比率審查意見書

資金不足比率審査意見書

第 1 監査等の種類

資金不足比率の審査

第 2 審査の対象

令和 6 年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

- ・提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

第 4 審査の実施内容

審査に当たっては、徳島県監査基準（令和 2 年 3 月 6 日徳島県監査委員告示第 1 号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果に基づいて実施した。

第 5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

今後も経営の健全化に努められたい。

会 計 名	令 和 6 年 度 資 金 不 足 比 率	経営健全化基準
徳島県港湾等整備事業特別会計	— %	2 0 %
徳島県病院事業会計	—	2 0
徳島県電気事業会計	—	2 0
徳島県工業用水道事業会計	—	2 0
徳島県土地造成事業会計	—	2 0
徳島県駐車場事業会計	—	2 0
徳島県流域下水道事業会計	—	2 0

（注）資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。